

皆様からのご意見をお待ちしています！

第8期京都市民長寿すこやかプラン（案）

京都市高齢者保健福祉計画
京都市介護保険事業計画

（令和3年度～5年度）

中間報告



令和3年1月



京都市

目 次

第1章	はじめに	1
1	プランの目的	
2	プランの計画期間	
第2章	高齢者を取り巻く状況	2
1	第1号被保険者数の推移と今後の推計	
2	要支援・要介護認定者数の推移と今後の推計	
3	認定率の推移と今後の推計	
4	介護サービスの利用者数の推移	
5	認知症高齢者数の推移と今後の推計	
6	保険給付費の推移	
第3章	第7期プランの取組状況	6
第4章	第8期プランの計画体系	7
1	プランの考え方	
2	プランの構成	
3	第8期プラン策定にあたっての課題と方向性	
第5章	第8期プランの重点取組ごとの主な施策・事業	11
	重点取組1 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進	
	重点取組2 地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進	
	重点取組3 住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保と支援の充実	
第6章	介護サービス量の推計	30
	参考 第1号被保険者の介護保険料	

第1章 はじめに

1 プランの目的

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）」（※1）と、介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」（※2）の2つの計画を一体的に策定するものです。

※1 老人福祉法第20条の8により、市町村における策定が義務付けられているもので、元気な高齢者への健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめ、寝たきりや認知症、要介護状態になることを予防するサービスの提供、さらには要介護高齢者への介護サービスの提供など、本市に暮らす高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めることとされています。

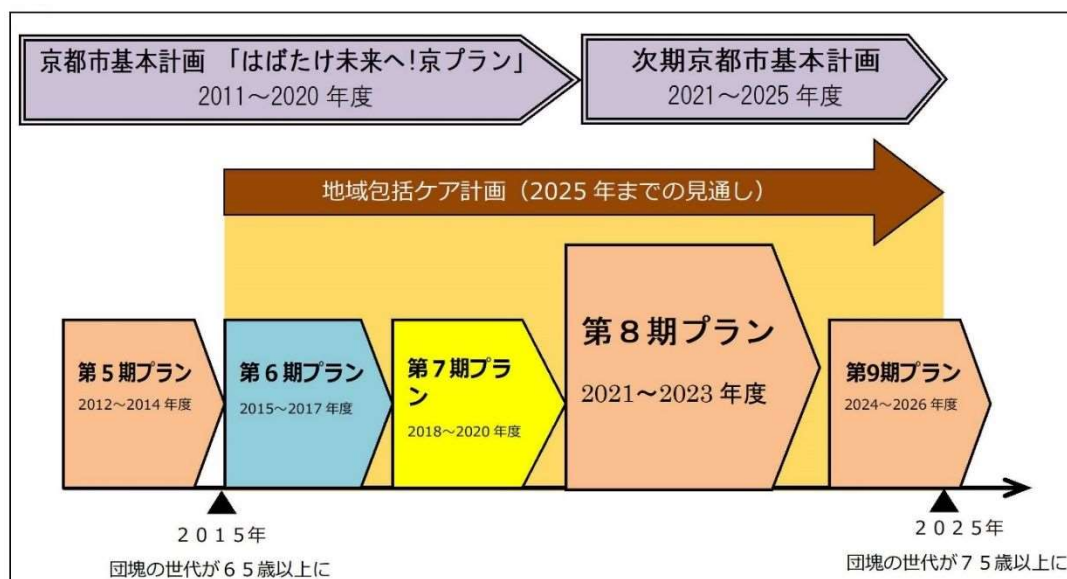
※2 介護保険法第117条により、市町村における策定が義務付けられているもので、地域における介護保険サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

2 プランの計画期間

第8期プランの計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

「京都市民長寿すこやかプラン」は、第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めています。

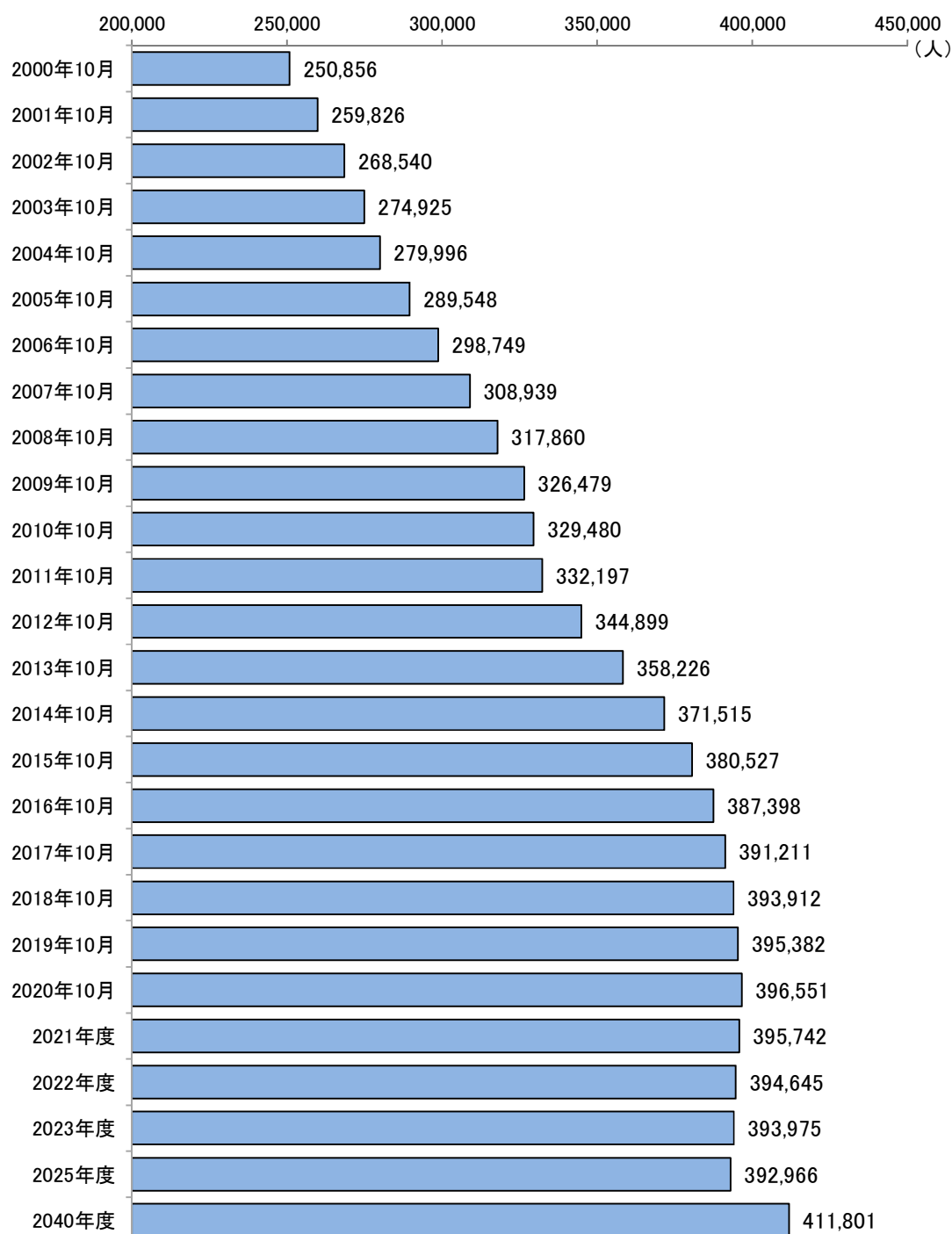
第8期プランにおいては、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、2025年、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者がピークを迎える一方、現役世代人口が急激に減少する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。



第2章 高齢者を取り巻く状況

1 第1号被保険者数の推移と今後の推計

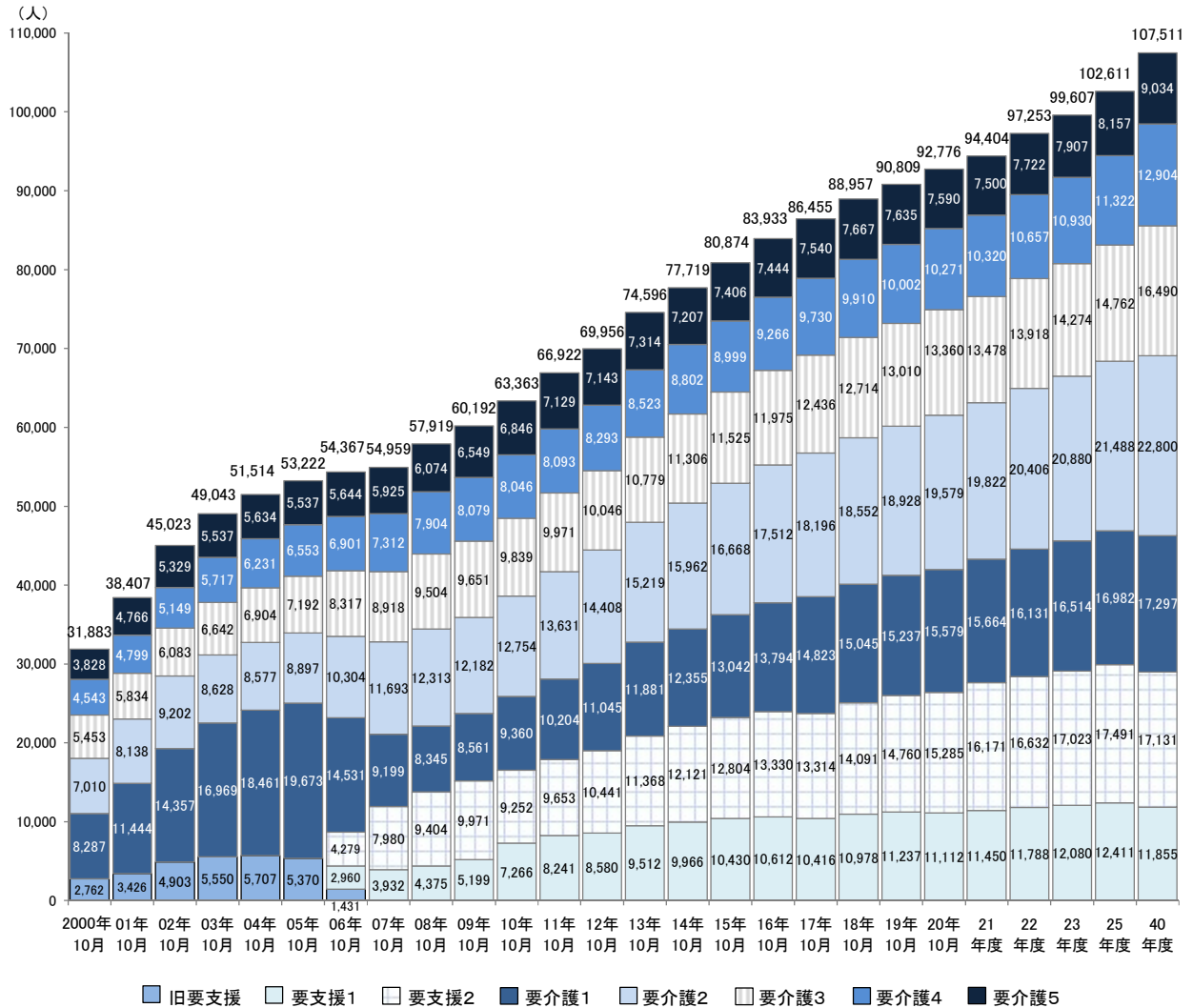
本市の第1号被保険者数は、2020年10月現在で396,551人となっており、介護保険制度創設当初の2000年10月時点と比べ、約1.6倍となっています。



2 要支援・要介護認定者数の推移と今後の推計

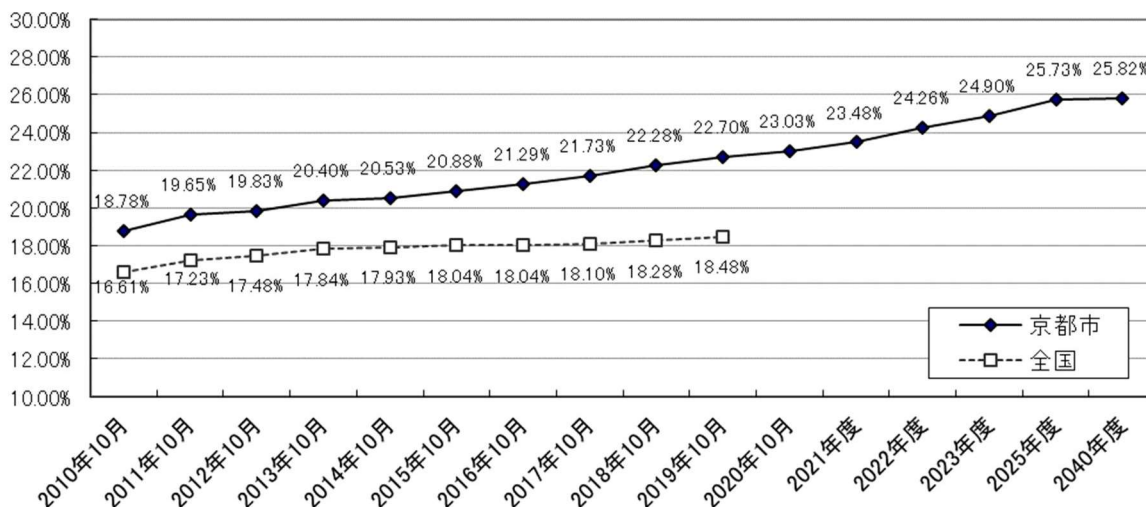
本市の要支援・要介護認定者数は、２０２０年１０月現在で９２，７７６人となっており、介護保険制度創設当初の２０００年１０月時点と比べ、約２．９倍となっています。

２０２５年には、要支援・要介護認定者数が１０万人を超える見込みです。



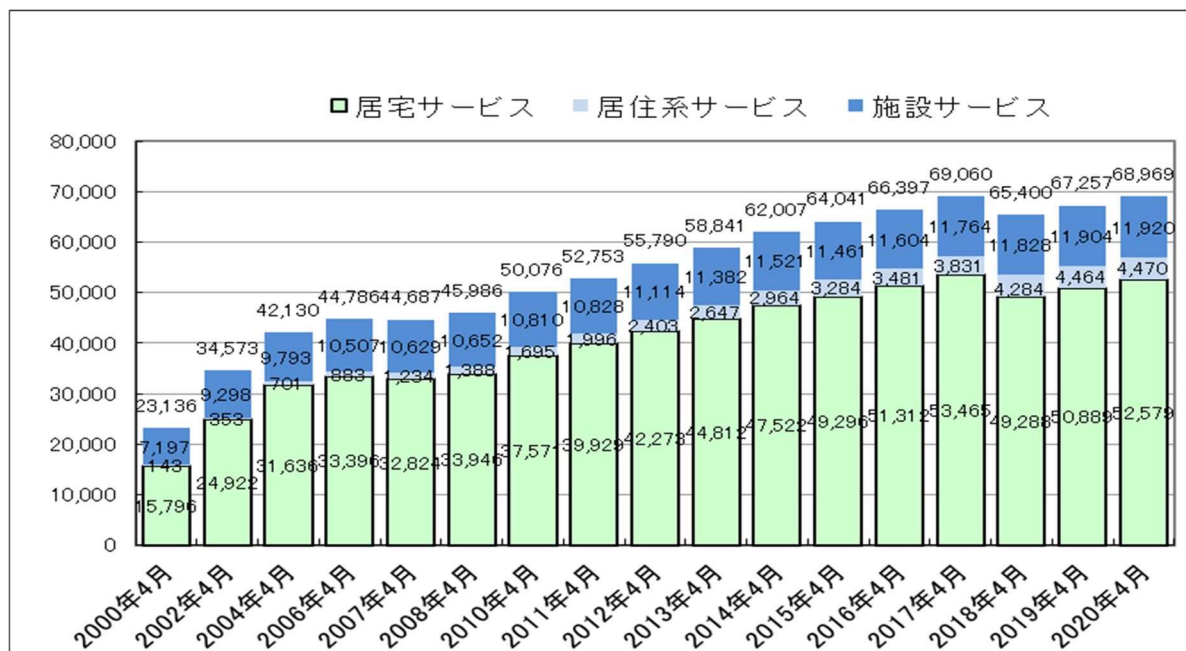
3 認定率の推移と今後の推計

第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率は、2020年10月現在で、23.03%となっています。



4 介護サービスの利用者数の推移

利用者数は、特に「居宅系サービス利用者数」及び「居住系サービス利用者数」の伸びが大きく、2000年4月と比べ、2020年4月の「居宅系サービス利用者数」については約3.3倍、「居住系サービス利用者数」については約31倍となっています。



《参考》

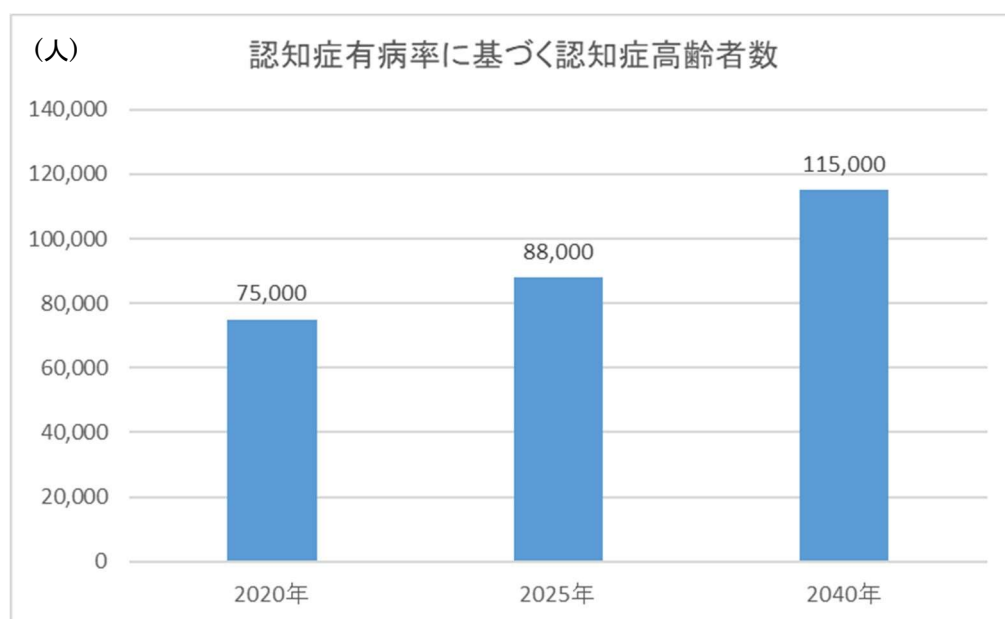
サービス種別	内容
居宅系サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）など、在宅で利用することができるサービス
居住系サービス	認知症高齢者グループホームなど、入居者が在宅に近い環境で受けることができるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など、施設に入所して受けることができるサービス

5 認知症高齢者数の推移と今後の推計

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（２０１４年度厚生労働科学特別研究事業）」による高齢者の年齢別認知症有病率（※）に基づく試算では、２０２５年の本市における認知症高齢者数は約８８，０００人と推計されます。

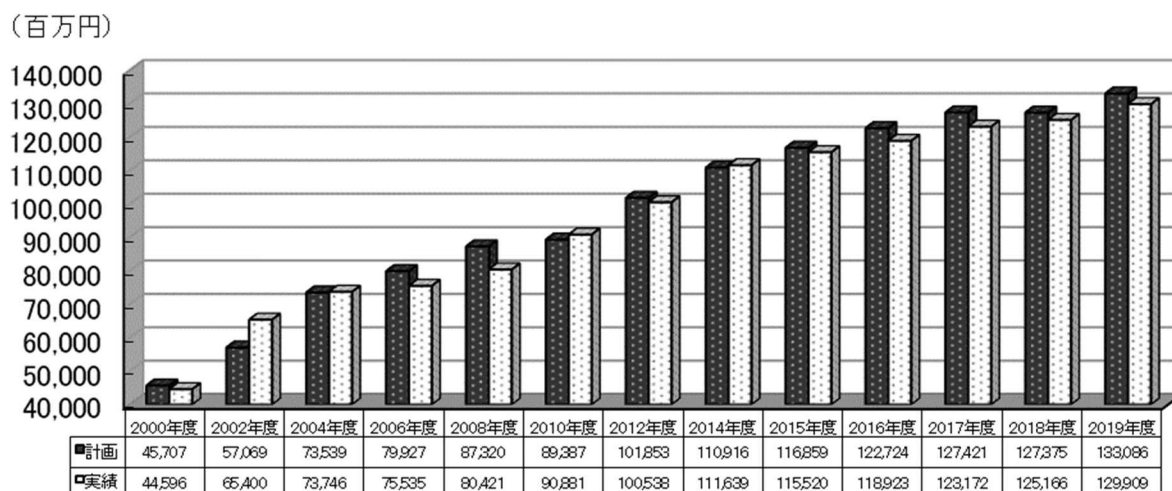
これは、日常生活圏域（市内７６地域・概ね中学校区）あたりに換算すると、約１，１６０人となります。

※ 認知症高齢者数の推計は、男女別に、５歳ごとの年齢階級別に推定された認知症有病率を用いています。（糖尿病等の影響により有病率が変化する推計に使用する有病率で算定しています。）



6 保険給付費の推移

本市の２０１９年度の保険給付費実績は、１２９，９０９百万円となっており、介護保険制度が始まった２０００年度と比べ、約２．９倍となっています。



第3章 第7期プランの取組状況

第7期プランに掲げた141の施策・事業(うち、新規15項目、充実17項目)の全てに着手し、計画の推進を図ってきました。重点課題ごとの取組状況は、次のとおりです。

重点取組1 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

「健康寿命の延伸」に向け、地域介護予防推進センターや保健福祉センター等が地域における住民主体の介護予防の取組を支援するほか、介護予防に取り組む方等に対してリハビリテーション専門職が効果的な運動方法の助言を行うなどの取組を進めました。

また、総合事業で新たに設けた「支え合い型ヘルプサービス」の従事者を養成する研修や、地域でのボランティア活動、高齢者の生活支援に関心を持つ方へ「地域支え合い活動入門講座」を実施し、実際に活動を始められるよう、支援を行いました。

重点取組2 地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

地域で支え合う体制づくりを進めるため、「地域支え合い活動創出コーディネーター」を中心に、生活支援サービスに関する高齢者ニーズや地域資源の把握に取り組むとともに、「地域支え合い活動調整会議」の実施により、身近な地域における連携・協働による生活支援サービスの創出等を推進してきました。

また、認知症高齢者等が住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らしていくために、「成年後見支援センター」において成年後見制度の普及・啓発や市民後見人の養成等に取り組むほか、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症疾患医療センター(地域型)」の設置を進め、「認知症サポート医」の更なる養成など、認知症の方やその家族に対する支援体制の強化に取り組みしました。

重点取組3 安心して暮らせる住まい環境の確保と介護サービス等の充実

「介護離職ゼロ(仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす)」の実現に向けて、介護サービス基盤の充実など、必要な介護サービスの供給量の確保等に取り組みました。

また、介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成に向けて、介護・福祉職の職業としての魅力や、やりがいについての啓発、法人を超えた人事交流など、京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携により、更なる担い手確保の取組の検討を行いました。

重点取組4 切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの提供体制の強化

各階層別の地域ケア会議において、医療と介護をはじめとする多職種の参画及び連携を通じて、高齢者個人に対する支援を充実するとともに、地域課題の抽出・整理や課題への対応などにつなげてきました。

また、「在宅医療・介護連携支援センター」の設置を進め、医療・介護をはじめとする多職種の円滑な連携による在宅療養者への支援体制の構築に向けた取組を行いました。

第4章 第8期プランの計画体系

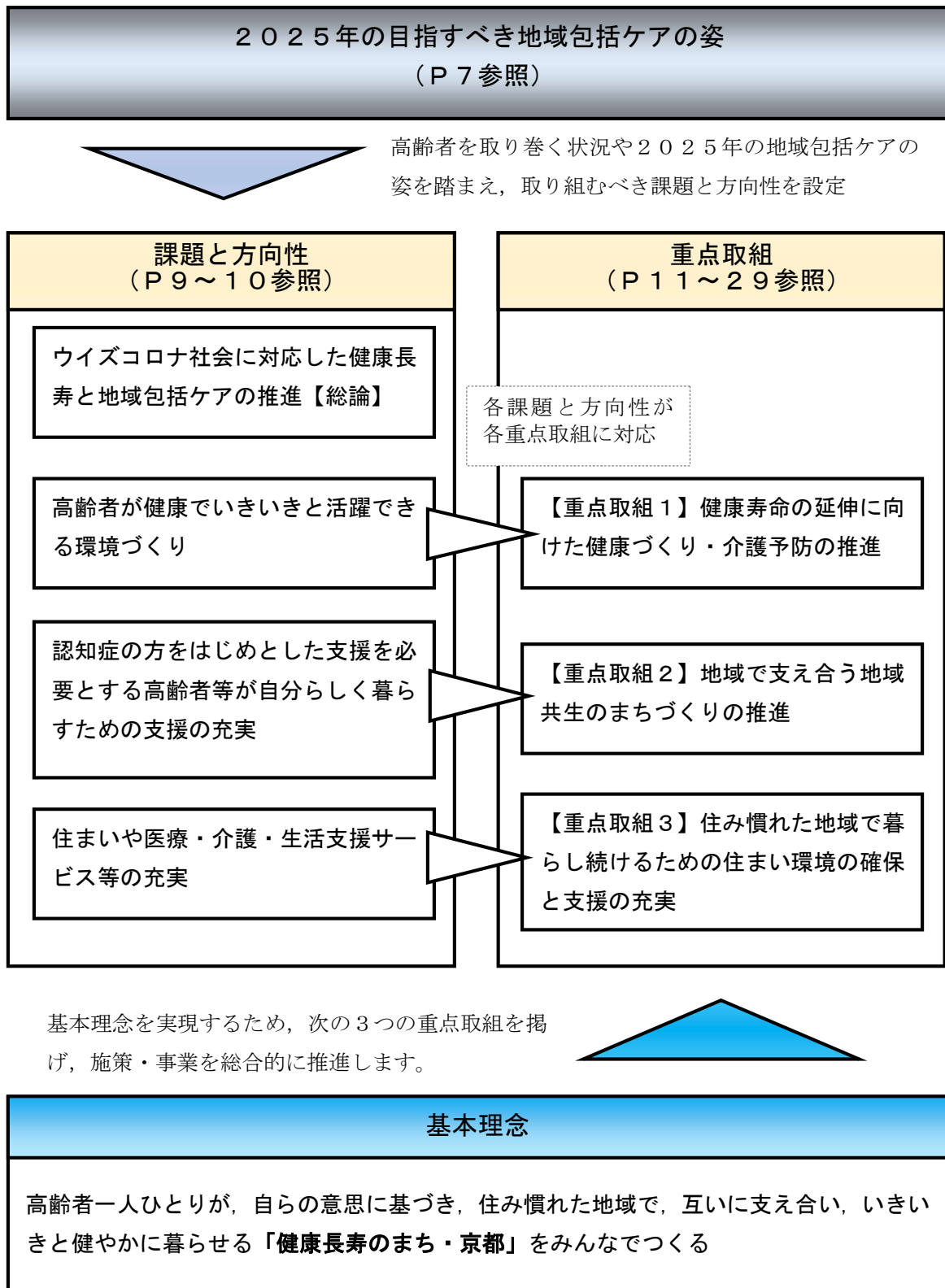
1 プランの考え方

- 「第8期京都市民長寿すこやかプラン」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。
- 第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる2025年までの間に、各計画期間を通じて地域包括ケアシステム【コラム参照】を段階的に構築することとしています。
- このため、計画の連続性を確保する必要があることから、第8期プランにおいても、第6期プランから続く「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を継承します。
- また、第8期プランにおいては、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、2025年、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者がピークを迎える一方、現役世代人口が急激に減少する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。

【コラム】2025年の目指すべき地域包括ケアとは？

- 市民一人ひとりが、若いときから健康づくりの習慣を持ち、高齢期になっても介護予防に主体的に取り組み、趣味や特技等を通じて地域社会と積極的に交流している。
- 高齢者をはじめとした地域住民が、地域での様々な活動の担い手として活躍し、高齢者や子ども・若者への支援など、地域の実情に応じた地域の支え合いの仕組みづくりができている。
- 地域において、高齢者の生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、適切な介護サービスの利用により、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができている。
- 医療と介護をはじめとする様々な機関・専門職や地域住民、NPO等との協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生涯にわたり自分らしい生活を送ることができている。

2 プランの構成



※ 第8期プランの基本理念については、「京都市基本計画」における分野別の理念を踏まえ、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて設定した第6期プラン以降の基本理念を継承します。

3 第8期プラン策定にあたっての課題と方向性

本市では、住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、地域団体が中心となって培われてきた地域力をいかし、市内61箇所の高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、今後とも、地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって、健康づくり、介護予防に取り組むとともに、身近な地域単位で高齢者の暮らしを支援していく必要があります。

第8期プランにおいては、こうした考えのもと、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる地域包括ケアシステム及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進するために、次の課題意識を持ち、市民の皆様や関係団体との協働により取組を進めます。

ウィズコロナ社会に対応した健康長寿と地域包括ケアの推進【総論】

人生100年時代を見据え、できるだけ長く、住み慣れた地域で、人と人とのつながりの中で、暮らし続けられるようにしていくため、市民の皆様に若い間から健康づくりを習慣づけていただくとともに、高齢期を迎えても介護予防に主体的に取り組む、地域の担い手・社会の支え手として御活躍いただく「健康長寿」のまちづくりに取り組みます。

併せて、介護が必要な状態になったとしても、医療・介護等の関係機関や地域住民等との協働により、医療・介護・生活支援等のサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケア」の仕組みづくりに取り組みます。

これらの取組が、新型コロナウイルス感染予防の観点から、「新しい生活スタイル」を踏まえたものとして実践されるよう、努めていきます。

高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくり

本市では、健康寿命の延伸に向け、引き続き市民の間で自主的な健康づくりや介護予防の取組が広がり、継続していけるよう、支援に努めていきます。

特に、フレイル・オーラルフレイル対策を含む保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるとともに、健康長寿サロンや介護予防自主グループ等、地域に根差した多様な「通いの場」の取組を一層推進していきます。

また、年々高齢者の体力平均が向上しており、高齢者が地域の担い手として地域で活動することや、社会の担い手として企業等で働き続けることは、ご自身のやりがいと介護予防、地域や社会への貢献にもつながる大切なことです。できる限り地域や社会で活躍していただけるよう、啓発等に努めていきます。

認知症の方をはじめとした支援を必要とする高齢者等が自分らしく暮らすための支援の充実

高齢化が進展する中、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、引き続き要援護高齢者等への支援に取り組んでいきます。

本市では認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターをはじめとする支援機関の連携強化等を進めていきます。また、認知症サポーターの養成等、認知症に関する正しい理解の普及啓発を引き続き進めるとともに、養成したサポーターが認知症支援において活躍できる仕組みづくり等に新たに取り組むことにより、地域ぐるみで認知症の方と家族を支える取組を一層推進していきます。

また、民生委員、老人福祉員、社会福祉協議会や関係機関との連携を通じて、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりを一層推進し、増加する一人暮らしの方はもとより、「8050問題」等の複合的な課題を抱える方々も含め、様々な要援護高齢者の一層の支援に努めていきます。

更に、地域ケア会議等での協議を通じて、引き続き地域課題を把握し、高齢者の日常生活に関わるニーズへの対応に努めるとともに、地域支え合い活動創出コーディネーターについて、買い物支援等の生活支援サービスの創出に向けた取組を進めるほか、日常生活圏域や学区など、より身近な地域単位でのコーディネート機能の強化に向けて検討していきます。

住まいや医療・介護・生活支援サービス等の充実

本市では、高齢サポートを中核機関として、地域ケア会議等を軸として、日常生活圏域を構成する学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」づくりに取り組んでいます。

高齢サポートが地域支援の中核機関としての役割を一層発揮していくため、地域で協働する関係機関等との連携強化を図るとともに、在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて、多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組んでいきます。さらに、地域支援に携わるコミュニティケアワーカーを養成し、日常生活圏域や学区などで活動する小規模多機能型拠点等への配置を進めていきます。

また、24時間対応型の在宅サービスや、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの重点的な整備等、引き続きできるだけ身近な地域での介護サービス基盤整備を進めていきます。

併せて、高齢者の選択の幅が広がるよう、多様なすまいの集積とすまい・生活支援事業等のサービスの充実にも努めるとともに、若年人口の減少に伴う担い手不足に対応していくため、ICT・IoTの活用等による介護現場の生産性向上や、外国人労働者をはじめとする介護の担い手の裾野拡大に努めます。

第5章 第8期プランの重点取組ごとの主な施策・事業

【重点取組1】健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

1 健康づくり・介護予防の取組の推進

(1) 介護予防の取組の推進

- 101 自宅でもできる取組の紹介などウィズコロナ社会での介護予防・フレイル対策(①運動, ②栄養・口腔, ③人とのつながり)の普及促進《**充実**》
- 102 フレイル対策モデル事業をはじめとする保健事業と介護予防の一体的な実施の推進《**充実**》
- 103 リハビリテーション専門職による地域における介護予防活動等への支援の推進
- 104 地域における身近な通いの場(健康長寿サロン, 公園体操, 健康すこやか学級, 運動を目的とした自主グループ等)の拡充に向けた, 立ち上げ支援, 運営支援及び情報発信の推進
- 105 保健福祉センター, 地域介護予防推進センター, その他関係機関による運動機能の向上, 栄養改善, 口腔機能の向上等に関するフレイル対策を含む介護予防のための教室の開催や普及・啓発等の実施
- 106 口腔機能の向上及びオーラルフレイル対策に係る取組の推進
- 107 高齢サポートにおける自立支援・重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントの実施
- 108 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実《**充実**》
- 109 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの円滑な実施
- 110 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防活動の場への外出支援等の新たなサービスの実施《**新規**》
- 111 介護予防・日常生活支援総合事業の評価の実施

《主要項目の解説》

108 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実《**充実**》

ケアマネジメントを行うにあたり, 個別性を尊重し, サービスの多様化に対応するには, より広い視野と専門性が求められます。このため, ケアマネジメント支援において, これまでから, 多職種の専門職(社会福祉士, 主任介護支援専門員, 保健師, リハビリテーション専門職等)による多角的な意見交換を行ってきましたが, 口腔機能や口腔衛生, 適切な栄養摂取等の観点から, 新たに歯科衛生士や管理栄養士に要支援者に対するケアプランの事例検討に参画いただくことで, ケアマネジメントの更なる質の向上に取り組めます。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 104)	2020年度	2023年度
通いの場の箇所数	959箇所	1040箇所※

※ 健康長寿サロン、健康すこやか学級、介護予防を行う自主グループや、健康づくりサポーターの活動、その他本市が把握する通いの場の合計値

目標指標 (関連施策・事業 108)	2019年度	2023年度
ケアプランの事例検討を月1回以上実施している高齢サポート数	12箇所※	38箇所

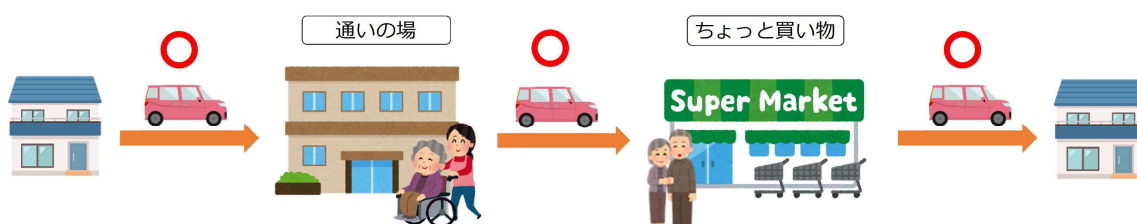
※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により会議等を控えていたため、2019年度の実績を記載。

目標指標 (関連施策・事業 101～111)	2020年度（9月末）	2023年度
75歳以上84歳以下の方の認定率（第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合）	24.36%	下降

目標指標 (関連施策・事業 101～111)	2020年度	2023年度
75歳以上84歳以下の方の主観的健康観について「よい」と回答している方の割合	73.3%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

【コラム】他市で行われている外出支援の例



介護予防・日常生活支援総合事業では、市町村の判断で、サービスメニューとして「移動支援・送迎サービス」を設けることができ、地域の課題を解決するため、各市町村で様々な取組が行われています。

例えば、岡山県吉備中央町では、社会福祉法人が保有する車両の空き時間を活用し、一般介護予防事業の「通いの場」への送迎サービスを実施しています。

また、山口県防府市では、社会福祉法人が保有する車両で大型ショッピングセンターにある介護予防教室へ行き、教室での運動を行った後に買い物等をしてもらう取組を行っています。

(2) 健康づくりの取組の推進

- 112 健康長寿のまち・京都市民会議と連携した市民ぐるみの健康づくりの取組の推進
- 113 保健福祉センターによる地域における健康づくりへの支援
- 114 「健康長寿のまち・京都」推進プロジェクトの各取組の推進
- 115 フレイル対策の観点からの健康づくりの取組
- 116 ロコモティブシンドローム予防などの推進
- 117 誤嚥性肺炎などの疾病予防や生活の質の向上につながる口腔ケアの推進
- 118 保健福祉センター等における健康づくりサポーター等の育成の推進
- 119 地域での食育活動を推進する食育指導員の養成及び活動支援
- 120 特定健康診査，後期高齢者健康診査，がん検診等の各種健診の実施
- 121 新型コロナウイルス感染者への医療提供体制の確保
- 122 新しい生活スタイルの普及促進
- 123 高齢者のこころのケアの推進
- 124 インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の実施
- 125 健康長寿のための公園づくり（健康遊具の設置）の推進

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 104, 115)	2020年度	2023年度
スポーツ関係のグループやクラブに 週1回以上参加している方の割合	16.1%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

【コラム】介護が必要になった要因は？（2019年度すこやかアンケート調査より）

	運動器機能等の低下				生活習慣病等				その他				
	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節の病気	脊椎損傷	心臓病	糖尿病	脳卒中	腎疾患	視覚・聴覚障害	がん	呼吸器の病気	認知症	パーキンソン病
要支援	16.6%	18.4%	15.5%	11.6%	14.8%	13.2%	10.7%	2.5%	5.7%	7.3%	5.5%	2.5%	3.0%
	62.0%				41.1%				23.9%				
	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節の病気	脊椎損傷	心臓病	糖尿病	脳卒中	腎疾患	視覚・聴覚障害	がん	呼吸器の病気	認知症	パーキンソン病
要介護	15.9%	16.2%	10.1%	8.0%	10.0%	13.1%	24.2%	3.4%	4.8%	8.6%	6.1%	15.9%	7.0%
	50.2%				50.7%				42.3%				

不活発な生活が続くことなどによる運動器機能の低下や生活習慣病等が原因となり、介護が必要な状態になる方が多い状況です。

筋力の低下は、年齢を重ねるにつれてより速く進みますが、高齢期においても適切な運動を行うことで、筋力を維持・向上させることは可能です。そして、筋肉をつけるためにはバランスの取れた食事が欠かせず、食事を美味しく食べるためには、お口の健康を維持することが大切になります。また、近年の研究では、運動や食事は、一人でするよりも仲間と一緒にする方が、介護予防により効果を発揮することがわかっています。つまり、「運動」、「栄養・口腔」、「人とのつながり（社会交流や社会参加）」の取組は相互に影響を及ぼすものであり、合わせて取り組むことが最も効果的なのです。

こうした介護予防・フレイル対策の取組を身近な地域で仲間とともに継続していただけるよう、地域支え合い活動創出コーディネーター、地域介護予防推進センター、高齢サポート等による立ち上げ支援、運営支援、情報発信等を通じて、地域の「通いの場」の拡充を進めるほか、運動、栄養、口腔に関わる医療専門職による講座や健康相談等の機会を設けることで、「通いの場」における取組内容の充実に向けた支援等を行います。

併せて、自宅でできる運動方法の紹介など、ウイズコロナ社会に対応した介護予防・フレイル対策の普及促進にも取り組みます。

さらに、ケアマネジメントの質の向上に取り組み、栄養や口腔の視点も含めた自立支援を行います。これらの取組の結果として介護保険料の伸びの抑制を図ります。

2 就労支援・担い手づくりと社会参加の推進

(1) 就労支援・担い手づくりの推進

126 シルバー人材センター事業の推進

127 介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援

128 地域支え合い活動入門講座の実施

129 地域支え合い活動創出コーディネーターによる担い手支援

《主要項目の解説》

127 介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援

これまで介護との関わりがなかった方など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう「介護に関する入門的研修」を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、入職に当たっての様々な不安を払拭することにより、中高年齢者や子育てが一段落した方などの多様な担い手の参入を促進します。さらに、「介護に関する入門的研修」の実施後、介護分野での就労を希望する方には、介護施設・事業所とのマッチング支援を実施し、研修修了者の介護分野への参入を支援します。

また、総合事業の支え合い型ヘルプサービスについて、支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者や訪問介護員のほか、「介護に関する入門的研修」の修了者も従事できることとし、指定事業所による研修修了者への説明会の開催等を通じて、支え合い型ヘルプサービスへの従事も促進してまいります。

128 地域支え合い活動入門講座の実施

ボランティア等の社会活動や高齢者の生活支援に関する基本的知識を学ぶ講座を各区・支所単位で開催するとともに、当該講座の修了者等に対しては地域の生活支援ニーズに応じた講座や、より実践的な講座を提供し、実際に活動を始められるよう支援を行います。これにより、地域における生活支援の担い手の掘り起こしを進めるだけでなく、高齢者が生活支援の担い手として活躍することで、生きがいづくりや介護予防の推進にもつなげます。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 127)	2020年度(9月末)	2023年度
支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者数(累計)※1	1, 178人	1, 650人※2

※1 2015年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における担い手養成講座の修了者数を含む(2015年度からの累計値)。

※2 2020年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

※3 本市が委託して実施する支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修は、介護に関する入門的研修のカリキュラムを満たす内容で実施する。

目標指標 (関連施策・事業 128)	2020年度(9月末)	2023年度
地域支え合い活動入門講座 修了者数(累計)※ ¹	1,571人	2,100人※ ²

※¹ 2016年度からの累計値。

※² 2020年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

(2) 社会参加の取組の推進

130 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への代表団派遣や市民すこやかフェアの開催,
敬老乗車証の交付, 老人福祉センターの運営等による高齢者の社会参加促進

131 新たな敬老乗車証の制度構築

132 高齢者の趣味活動に関するサークルの活動支援と情報提供

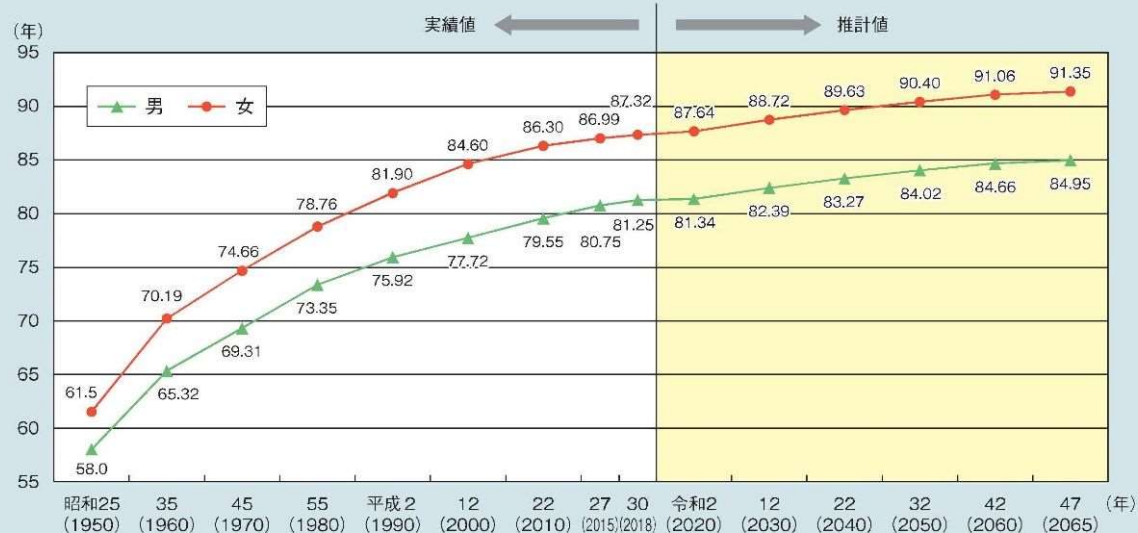
133 すこやかクラブの活性化

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 130~133)	2020年度	2023年度
会やグループ等に参加している方 の割合	67.2%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

【コラム】高齢者をはじめとした全ての方が活躍し続けられる社会について



資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2018年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

資料：令和2年度高齢社会白書

我が国の平均寿命は、男女ともに延び続けており、2065年には、男性84.95歳、女性91.35歳となり、女性は90歳を超えることが見込まれています。

人生100年時代を迎える一方で、少子高齢化が一層進行し、2060年には、65歳以上の高齢者1人に対し、64歳未満の世代は1.2人になることが見込まれています。

このように社会構造が変化する中、高齢者の生きがいづくりや健康づくり・介護予防を進めることはもとより、高齢者を含めた全ての方が役割を持ち、お互いに支え合い、その人らしい生活を送ることができる社会をつくっていく必要があります。

このような中、高齢者の活躍がますます期待されており、70歳までの定年引き上げ等を内容とする改正高年齢者雇用安定法が、令和3年4月から施行されるなど、必要な環境整備を含め、高齢者をはじめとした全ての方に社会の支え手として活躍していただくための取組が進められています。

【重点取組２】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

１ 地域で支え合う体制の構築と意識の共有

（１）地域における日常生活支援の充実

- 201 地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議等による、多様な主体との連携に基づく地域特性等に応じた生活支援サービスの創出
- 202 地域支え合い活動創出コーディネーターによる既存の地域資源（居場所等）のネットワーク化及び地域の支援ニーズを踏まえた新たな活動展開への支援
- 203 「健康長寿支え合いネット」の運営等による生活支援サービスの情報提供
- 204 高齢者の消費者被害の救済・防止

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 201)	2020年度（見込み）	2023年度
地域支え合い活動調整会議を通じて支援した取組等の数（累計）※ ¹	70	180※ ²

※¹ 2017年度からの累計値。

※² 2020年度末の見込値から加えて、毎年度36以上を目標とする。

【コラム】生活支援サービス創出事例について～生活支援グループの立ち上げ支援～

20年以上、親の介護をした後、70歳でひとり暮らしとなったAさんは、人のため、自分のために自宅を改装して「居場所」を開設しました。近隣の高齢者が集う「居場所」で、利用者から、入院中の花の水やりや電球替え等、生活上のちょっとした困りごとの相談を受けることが増えてきたため、そうした困りごとに対応する活動をしたいと思うようになりました。

Aさんは、「地域支え合い活動創出コーディネーター」が企画実施した担い手養成等を目的とした入門講座を受講し、コーディネーターのアドバイスのもと、受講生の中でメンバーを募り、協議を重ねた結果、「居場所」で相談のあった困りごとを解決するための生活支援グループが立ち上がりました。活動開始後、地域の生活支援グループ同士の情報交換会で、他のグループから「依頼がたくさんあってすごい」との賞賛を受け、Aさんやメンバーにとっては活動を継続していく自信となりました。

（２）地域での相談・見守り体制の充実

- 205 高齢サポートによるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業の推進
- 206 地域における見守り体制の充実
- 207 民生委員・児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会等による相談活動の推進
- 208 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
- 209 地域あんしん支援員による支援の推進
- 210 不良な生活環境を解消するための支援

- 211 福祉ボランティア活動への支援による福祉の担い手としての市民参加の促進
- 212 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 213 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
- 214 ８０５０問題を含む全年齢層を対象としたひきこもり支援体制の確保

(3) 世代を超えて支え合う意識の共有

- 215 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベント等における世代を超えた交流機会の拡大
- 216 世代を超えて交流を図るネットワークづくりの促進
- 217 福祉教育・ボランティア学習の推進
- 218 敬老記念品贈呈事業の実施
- 219 福祉のまちづくり体制整備事業を通じた、多様な主体の協働による地域づくりの推進

2 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) 権利擁護の推進

- 220 単身高齢者万一あんしんサービスによる一人暮らし高齢者への支援
- 221 長寿すこやかセンター等による「人生の終い支度」に関する知識の普及・啓発の促進
- 222 権利擁護に関する制度の周知・広報及び相談事業の推進
- 223 高齢者虐待の早期発見・早期対応など区役所・支所と高齢サポートを中心とした関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 224 成年後見支援センターを中核機関とする成年後見制度の利用支援
- 225 成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成
- 226 京都市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の利用促進
- 227 虐待に関する周知・啓発、研修会等の実施
- 228 虐待等の緊急時に一時的避難ができる場所の確保
- 229 高齢外国籍市民への支援

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 224)	2020年度（見込）	2023年度
成年後見支援センターへの 相談件数（累計）	8,483件	12,383件※

※ 2012年度からの累計値。2020年度末の見込値から加えて、単年度件数の毎年度3%増加を目標とする。

(2) 認知症の方を地域で見守る施策の推進

- 230 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発
- 231 日常生活賠償保険付き高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用促進《新規》
- 232 認知症高齢者の行方不明対応の仕組みの運用《充実》

- 233 長寿すこやかセンターによる認知症に関する相談事業や介護講座の実施及び介護者への支援の推進
- 234 認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修の実施
- 235 かかりつけ医及び病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修の実施
- 236 認知症サポーターの養成
- 237 認知症サポーター活動促進事業の実施《新規》
- 238 認知症サポーターの活用による認知症カフェや居場所等の運営支援《充実》
- 239 認知症の人の社会参加の更なる促進《充実》
- 240 京都市版認知症ケアパスの普及・啓発
- 241 認知症初期集中支援チームなどによる認知症の初期段階での対応
- 242 認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターをはじめとする医療・介護・福祉の関係機関の連携強化
- 243 若年性認知症の人と家族を支援するコーディネーターの配置等若年性認知症施策の推進《充実》
- 244 保健福祉センター保健師・高齢ケースワーカーによる認知症の方がいる世帯への訪問支援の実施

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 230)	2019年度	2023年度
京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」における事前登録者数	1,351人	2,500人※

※ 毎年285名（直近3年間の平均増加数）の増加を目標とする。

目標指標 (関連施策・事業 241, 242)	2019年度	2023年度
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合※	90.5%	同水準を維持

※ 介入時に医療または介護サービスにつながっていなかった対象者のうち、支援終了時に医療または介護サービスにつながった対象者の割合

【重点取組３】住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保と支援の充実

１ 地域での支援ネットワークの強化

（１）地域ケア会議の充実

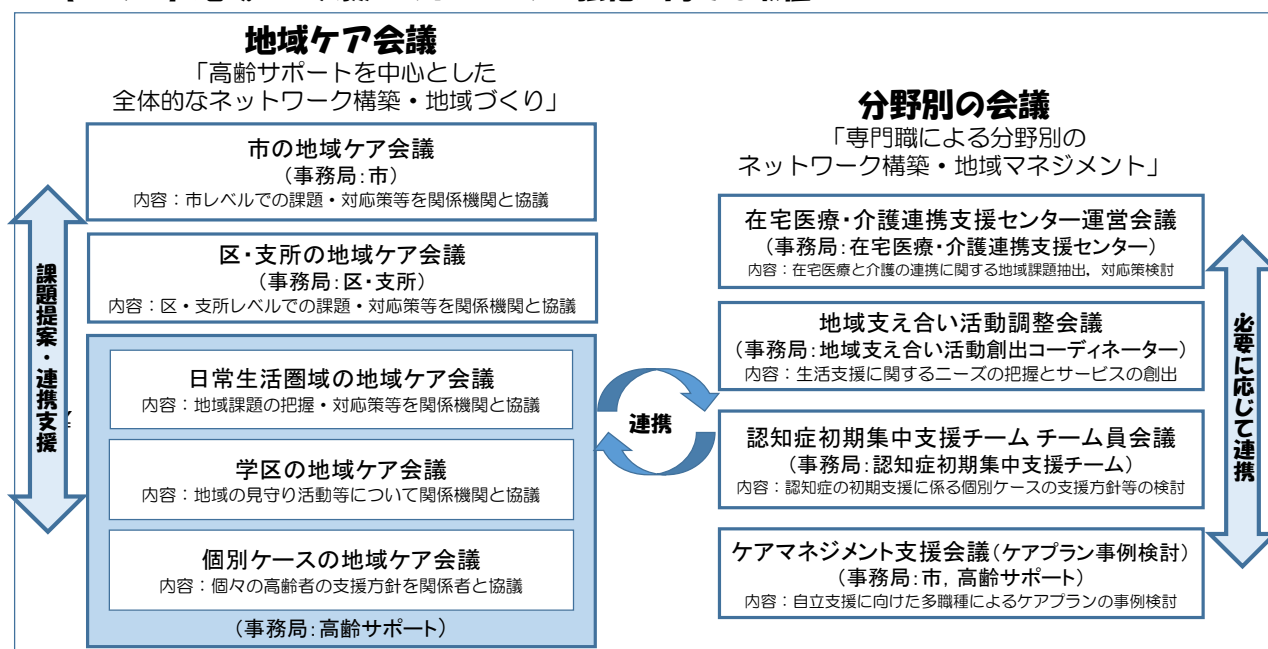
- 301 市域、区域、日常生活圏域、学区域、個別の各層における地域ケア会議の推進
- 302 医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働の推進
- 303 地域支え合い活動調整会議など分野ごとの地域ネットワークとの連携
- 304 個別ケースの検討を起点とする地域課題の抽出・整理と対応

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 304)	2019年度	2023年度
個別ケースの地域ケア会議の開催回数	255回	366回※

※ 各高齢サポートで年6回以上の開催を目標とする。

【コラム】地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



（２）高齢サポートの機能の充実

- 305 高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上
- 306 認知症や障害、ひきこもりなどの複合化した支援ニーズへの対応に向けた関係機関との連携強化《充実》
- 307 高齢化の進展等に対応した高齢サポートの運営体制の強化
- 308 高齢サポートの情報発信の推進
- 309 高齢サポートの適切な運営及び評価の実施《充実》

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 307)	2020年度	2023年度
高齢サポートを認知している人の割合	55.0%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

2 医療と介護の連携強化

310 在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じた多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築推進

311 医療・介護・福祉関係者への在宅医療・介護連携支援センター業務の周知の強化《**充実**》

312 在宅での看取りや認知症ケアを含む在宅療養支援の推進

313 在宅療養あんしん病院登録システムの推進

314 在宅医療に必要な訪問系サービスをはじめとした介護サービス等の供給量の見込みの検討と必要なサービス供給量の確保

241 認知症初期集中支援チームなどによる認知症の初期段階での対応＜再掲＞

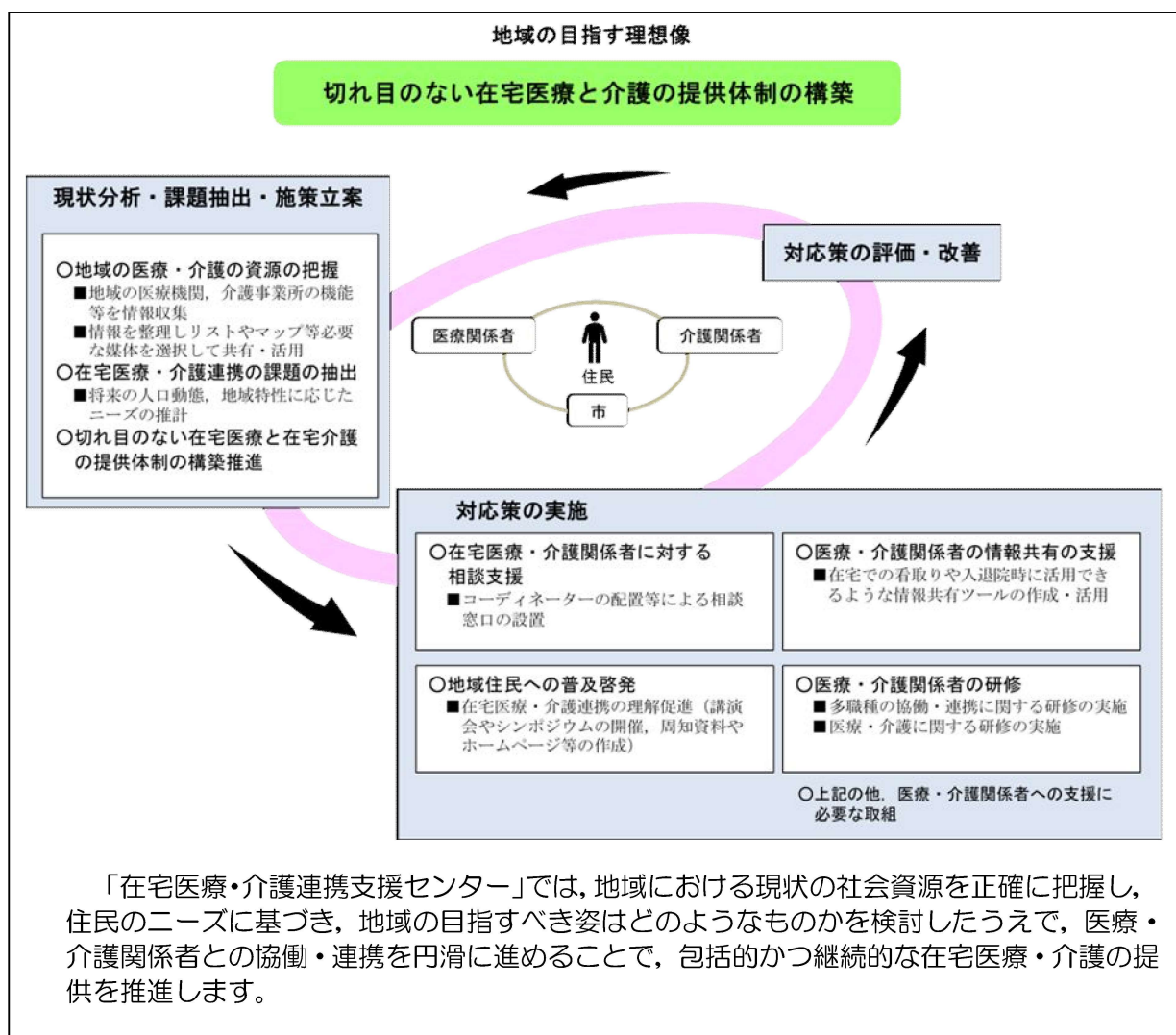
242 認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターをはじめとする医療・介護・福祉の関係機関の連携強化＜再掲＞

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 310, 311)	2019年度	2023年度
在宅医療・介護連携支援センターの相談受付件数	1,057件	1,300件※

※ 他都市の状況を参考に、1センターにおける月あたりの相談受付件数の下限を10件と設定し、それを上回っているセンターの実績を上乗せして見込んだ数値を目標とする。

【コラム】在宅医療・介護連携支援センターにおける医療・介護連携推進の取組



3 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

（１）安心して暮らせる住まいの確保等

- 315 居住支援法人の設置等による高齢者への居住支援の促進
- 316 民間住宅に円滑に入居するための支援（高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」登録制度の普及促進等）
- 317 多様な住まいについての情報提供
- 318 安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援
- 319 専門家による高齢者の状態に応じた住宅リフォーム等への支援
- 320 長寿すこやかセンターによる福祉用具に関する相談の実施
- 220 単身高齢者万一あんしんサービスによる一人暮らし高齢者への支援＜再掲＞
- 321 ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施
- 322 サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対する適切なサービス提供のための指導
- 323 養護老人ホーム及びケアハウスの運営や取組等への支援
- 324 介護サービス相談員の有料老人ホーム等への派遣《新規》
- 325 未届有料老人ホームの早期発見と届出指導

- 326 高齢者の住替えニーズの選択の幅を広げるための良質な有料老人ホームの整備支援《新規》

(2) 防火・防災体制の推進

- 327 避難行動要支援者名簿の活用による災害時の避難支援体制の確保
328 高齢者福祉施設等における避難確保計画作成の徹底
329 重度障害者の個別避難計画の作成
330 防火・防災・救急に関する研修による安心アドバイザーの養成
331 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発
332 民間団体と連携した防火・防災対策
333 福祉避難所の設置促進

4 介護サービスの充実

(1) 介護サービスの充実

- 334 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実
335 中重度者の在宅生活を支えるサービス（（看護）小規模多機能型居宅介護等）への担い手の誘導に向けた、地域密着型通所介護（小規模デイサービス）及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施
336 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携など、地域に開かれた施設運営の推進
337 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなる共生型サービスの設置
338 在宅生活が困難な中重度者を支える施設としての特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と在宅復帰・在宅療養を支援する施設としての介護老人保健施設の充実
339 用地確保の困難化に対応した新たな特別養護老人ホームの整備促進策の推進（市街化調整区域における整備、特養のユニット定員の緩和）
340 特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進
341 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用
342 できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進
343 介護療養型医療施設の転換支援
344 地域分析に基づく必要な介護サービス量の見込みの検討及びサービス供給量の確保
110 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防活動の場への外出支援等の新たなサービスの実施＜再掲＞
345 老朽化した特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの移転新築支援《新規》
346 地域における介護ニーズの変化を踏まえた公設施設のあり方の検討《新規》
347 寄附物件から地域密着型特別養護老人ホーム整備につなげる取組の推進

《主要項目の解説》

334 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実

政府は「一億総活躍社会」に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）において、実現すべき目的である「新三本の矢」のうち、「安心につながる社会保障」の取組として「介護離職ゼロ（仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす）」の実現を推進するとしています。同プランにおいては、2020年代初頭までに全国で約12万人分のサービス基盤を上乗せ整備することとされ、本市においても、32ページの整備等目標数において必要量を見込んでいます。

【数値目標】主な施設・居住系サービスの整備等目標数 (人分)

目標指標 (関連施策・事業 334)	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	6,763	6,883	6,993	7,103
認知症高齢者グループ ホーム(認知症対応型共 同生活介護)	2,451	2,532	2,604	2,654
介護専用型特定施設	2,223	2,406	2,589	2,772

(2) 介護保険事業の円滑な運営

348 自立支援、介護予防の理念を踏まえた介護保険制度の仕組みに対する市民の理解の促進

349 認定調査員による認定調査と認定審査会における要支援・要介護認定の適正な実施

108 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実<再掲>

350 介護サービス事業者の適正な指定、指導監督の実施

351 地域において開催される介護サービス事業者、高齢サポート、居宅介護支援事業所その他関係機関が参画する会議を通じた連携の促進

352 給付適正化事業（介護保険給付費明細通知の送付、医療情報との突合・給付実績の縦覧点検等）の実施

353 介護サービスの普及・啓発の推進

354 介護保険料の確実な徴収

355 低所得者に対する介護保険料や利用料等に係る支援

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 349)	2019年度	2023年度
指定市町村事務受託法人の認定調査員に占める認定調査員現任研修修了者の比率	49.7%	70%※

※ 指定市町村事務受託法人に所属する認定調査員の現任研修修了者の2017年度における比率は、法人によって40%台から70%台までばらつきがあることから、第7期中は、全体的な底上げを図るため、全法人が70%を超えることを目指す。

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修が開催できなかったため、2019年度の実績を記載。

目標指標 (関連施策・事業 352)	2019年度	2023年度
①認定調査員現任研修受講者数	656人	680人
②委託先が実施する認定調査への同行回数	23回	100回
③点検を行ったケアプラン数	298件	430件
④医療情報の突合件数	18,721件	19,000件
⑤給付実績の縦覧点検件数	25,502件	26,000件

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症による影響があるため、2019年度の実績を記載。

(3) 家族介護者等に対する支援の充実

356 長寿すこやかセンター等による家族介護者が集まって交流や情報交換をする場の情報提供

233 長寿すこやかセンターによる認知症に関する相談事業や介護講座の実施及び介護者への支援の推進<再掲>

334 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実<再掲>

342 できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進<再掲>

357 あんしんネット119（緊急通報システム）等の在宅福祉サービスの推進

358 介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくり（介護休業・介護休暇等を利用しやすい職場づくり、仕事と介護の両立に関する情報提供等）

359 ダブルケアなどの複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者支援の推進

360 ヤングケアラーに対する支援の充実《充実》

5 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

(1) 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

- 361 京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施（ICT・介護ロボットの普及促進、介護に関する入門的研修の実施、高齢者が働き続けられる仕組みづくり、外国人介護人材の受入れ支援等、訪問介護員をはじめとする担い手確保・定着及び育成策の検討）
- 362 介護職場の魅力発信に係る取組（中学校家庭科授業における高齢者介護に関する研究授業の実施等）や介護職員の社会的評価を高める取組の推進
- 363 京都府、大学等との連携による福祉の担い手確保の推進
- 364 「京（みやこ）福祉の研修情報ネット」の運用によるだれもが受講しやすい研修の受講環境の構築と、潜在的有資格者の掘り起こし
- 365 地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修の実施《**充実**》
- 366 介護現場における業務仕分けや介護分野の文書負担軽減による業務効率化の推進並びに介護現場革新策の研究・推進《**新規**》
- 367 介護職員のキャリア・専門性に応じた業務の区分け等による効率的な事業運営の推進《**新規**》

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 365)	2020年度	2023年度
コミュニティケアワーカーの研修修了者数（累計）	—	50名

《主要項目の解説》

361 京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施（ICT・介護ロボットの普及促進、介護に関する入門的研修の実施、高齢者が働き続けられる仕組みづくり、外国人介護人材の受入れ支援等、訪問介護員をはじめとする担い手確保・定着及び育成策の検討）

担い手確保に向け、例えば、従事者の負担軽減に資する ICT・介護ロボットの導入、希望に応じた定年延長等による高齢者等が介護現場で働き続けられる仕組みづくり、介護に関する入門的研修の実施、外国人介護人材の受入れ支援等の取組について、関係団体と連携して検討を進めます。

365 地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修の実施《充実》

小規模多機能型居宅介護事業所では、管理者層が核となり地域づくり、地域住民への支援の取組を進めており、地域ケア会議など地域と連携する場面等で、当事者を代弁する立場で発言でき、当事者と家族、地域等との関係性を意識した働きかけができる専門職人材の育成が、今後の地域連携と地域包括ケアシステムの構築に有効であることから、日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型拠点等の管理者や計画作成担当者などリーダー層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修を実施し、地域包括ケアの充実に取り組みます。

（２）介護サービスの質的向上

368 施設内感染防止の取組推進《充実》

369 施設における新型コロナウイルス感染発生時の衛生資材の供給、事業者団体との協定に基づく施設間の職員相互派遣制度の運用や職能団体との連携による介護・看護体制の確保等、サービス継続のための支援の実施

370 事業者への助言や施設内外での研修の計画的な実施の促進など事業所におけるサービスの質の向上への支援

371 介護サービス従事者に対する認知症ケア技術の向上研修をはじめとした各種研修の実施《充実》

372 リハビリテーション専門職等による自立支援に向けたリハビリテーションサービスの提供及びサービス事業者への技術支援

373 施設・事業所における虐待の防止の徹底

374 介護福祉士等によるたん吸引等の実施のための取組支援

375 介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応

376 介護サービス相談員によるサービスの質的向上

377 介護サービス事業者に関する第三者評価の推進

《主要項目の解説》

368 施設内感染防止の取組推進《充実》

高齢者は、感染症に感染した時に重症化するリスクがあります。また、高齢者が集団で生活している入所施設は、集団感染のリスクが高くなります。

そのため、入所施設における感染症の集団感染を防止するため、感染対策の専門家と連携し、講義のほか、ケーススタディ等の実践的な取組を通じて、感染対策のリーダーを務められる職員を育成します。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 370)	2020年度 (7月利用分)	2023年度
「短期集中(個別)リハビリテーション実施加算」(訪問リハビリテーション, 通所リハビリテーション, 短期入所療養介護)の算定者数	890人	増加

目標指標 (関連施策・事業 368~377)	2020年度	2023年度
75歳以上84歳以下の方で、 手段的自立度の評価が低下者とされた方の割合※ ¹	9.4%※ ²	下降

※¹ 活動的な日常をおくるための能力(手段的自立度: IADL)を5点満点で評価し、4点以下を「低下者」としている。

※² 2019年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

第6章 介護サービス量の推計

第8期プランの計画期間中（令和3年度～令和5年度）における介護サービス量について、次の手順で推計を行いました。

1 第1号被保険者数の推計

令和5年度までの各年度及び令和7年度並びに令和22年度における第1号被保険者数について、住民基本台帳の推移から推計を行いました。

その結果、第1号被保険者数は、令和5年度には393,975人、令和7年度には392,966人と微減し、その後、増加に転じ、令和22年度には411,801人となる見込みです。

■ 第1号被保険者数の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者数	395,742人	394,645人	393,975人	392,966人	411,801人
65～74歳	185,542人	175,033人	164,945人	149,922人	192,815人
75歳以上	210,200人	219,612人	229,030人	243,044人	218,986人
75歳以上比率	53.1%	55.6%	58.1%	61.8%	53.2%

2 要支援・要介護認定者数の推計

令和5年度までの各年度及び令和7年度並びに令和22年度における要支援・要介護認定者数について、第7期プラン計画期間中の認定率の動向をもとに、次の表のとおり推計しました。

その結果、要支援・要介護認定者数は、令和5年度には99,607人、令和7年度には102,613人、令和22年度には107,511人となる見込みです。

■ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推計 (人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者数	395,742	394,645	393,975	392,966	411,801
認定者数	94,405	97,254	99,608	102,613	107,511
要支援1	11,450	11,788	12,080	12,411	11,855
要支援2	16,171	16,632	17,023	17,491	17,131
要介護1	15,664	16,131	16,514	16,982	17,297
要介護2	19,822	20,406	20,880	21,488	22,800
要介護3	13,478	13,918	14,274	14,762	16,490
要介護4	10,320	10,657	10,930	11,322	12,904
要介護5	7,500	7,722	7,907	8,157	9,034
うち、 第1号被保険者数	92,916	95,760	98,113	101,122	106,332
認定率(%)	23.48	24.26	24.90	25.73	25.82

3 施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定

令和5年度までの各年度における施設・居住系の各サービスの利用者数について、次の表のとおり推計を行いました。

推計に当たっては、第7期プランまでの推計方法の基本的な考え方を踏襲（※）しつつ、第7期プランの推計方法と利用実績を比較し、乖離があるものについては見直しを行いました。

この結果、施設・居住系サービスの利用者数の合計は、令和5年度には18,040人となる見込みです。

※ 施設・居住系サービスにおいて想定される利用者の要介護度（例えば、介護老人福祉施設の場合、要介護3～5）の認定者数に対する割合が、第7期プランと概ね同水準になるように推計

■ 施設・居住系サービスの利用者数の推計 (人)

	サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設サービス	① 介護老人福祉施設	6,573	6,782	6,953
	② 介護老人保健施設	3,677	3,788	3,878
	（うち介護老人保健施設（従来型））	(3,578)	(3,689)	(3,779)
	（うち介護療養型老人保健施設）	(99)	(99)	(99)
	③ 介護療養型医療施設	240	196	—
	④ 介護医療院	1,627	1,671	1,840
	小 計 （ ① ～ ④ ）	12,117	12,437	12,671
居住系サービス	⑤ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	2,331	2,403	2,461
	⑥ 特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設）	2,203	2,270	2,325
	⑦ 特定施設入居者生活介護（混合型特定施設）	583	583	583
	小 計 （ ⑤ ～ ⑦ ）	5,117	5,256	5,369
合 計		17,234	17,693	18,040

※ 介護療養型医療施設については、令和5年度末をもって、全施設が介護医療院への転換等により廃止予定。

整備等目標数については、サービス種別ごとに、31ページにおいて推計を行った利用者が利用可能となるよう、必要量を見込むとともに、一部サービスは「介護離職ゼロ」の実現に向けた必要量を上乗せして設定しています。

■ 介護保険施設の整備等目標数 (人分)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 介護老人福祉施設	6,883	6,993	7,103
② 介護老人保健施設	4,271	4,271	4,271
(うち介護老人保健施設(従来型))	(4,172)	(4,172)	(4,172)
(うち介護療養型老人保健施設)	(99)	(99)	(99)
③ 介護療養型医療施設	288	288	0
④ 介護医療院	2,138	2,138	2,138

■ 居住系サービス事業所の整備等目標数 (人分)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑤ 認知症高齢者グループホーム	2,532	2,604	2,654
⑥ 介護専用型特定施設	2,406	2,589	2,772
⑦ 混合型特定施設	1,581	1,581	1,581

■ 「介護離職ゼロ」の実現に向けたサービス必要量(再掲) (人分)

	第8期計画期間(令和3～5年度)中	
	うち「介護離職ゼロ」分	整備等目標数
① 介護老人福祉施設	150	340
⑤ 認知症高齢者グループホーム	193	203
⑥ 介護専用型特定施設	447	549

4 居宅系サービスの利用量の推計

居宅系サービスの利用対象者数は、要支援・要介護認定者数から、施設サービス利用者数及び居住系サービス利用者数を差し引いた数値としています。

■ 居宅系サービス利用対象者数の見込み (人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 要支援・要介護認定者数	94,404	97,253	99,607
② 施設サービス利用者数	12,117	12,437	12,671
③ 居住系サービス利用者数	5,117	5,256	5,369
④ 居宅系サービス利用対象者数 【①－(②＋③)】	77,170	79,560	81,567

各居宅系サービスの利用量について、基本的には、令和3年度以降の各サービスの利用割合（推計）を実績から算出し、それらを利用対象者数に乗じて、34ページの表のとおり推計しました。

なお、介護保険制度では保険者である市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう公募制や指定を行わないことができる等の総量規制の仕組みが設けられており、本市においても、地域包括ケアを推進するうえで大きな役割が期待される「小規模多機能型居宅介護等（※）」への担い手の誘導と普及を促進する観点から、年度ごとに一定の条件に該当する日常生活圏域において、新規の地域密着型通所介護（小規模デイサービス）及び通所介護の事業者指定を行わない仕組みを導入しており、地域密着型通所介護及び通所介護の過当競争の抑制を図るとともに、より必要とされる介護サービスの一層の普及を進めることを前提として、利用者数の推計を行っています。

※ 小規模多機能型居宅介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，看護小規模多機能型居宅介護

<総量規制の条件>

次の①，②の両方に該当する日常生活圏域を総量規制の対象圏域としています。

- ① 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり，当該圏域における地域密着型通所介護のサービス供給量が京都市民長寿すこやかプランに定める見込み量に達している。
- ② 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり，当該圏域における地域密着型通所介護及び通所介護のサービス供給量の合計が京都市民長寿すこやかプランに定める見込み量に達している。

■ 各居宅系サービスの利用量（推計）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	居宅サービス	訪問介護	4,150,061 回	4,342,525 回	4,487,192 回
		訪問入浴介護	69,118 回	71,594 回	73,780 回
		訪問看護	1,008,248 回	1,079,641 回	1,128,022 回
		訪問リハビリテーション	414,949 回	427,109 回	437,653 回
		居宅療養管理指導	181,068 人	190,608 人	196,788 人
		通所介護	1,804,422 回	1,875,461 回	1,937,862 回
		通所リハビリテーション	461,135 回	464,263 回	460,754 回
		短期入所生活介護	403,595 日	431,158 日	451,402 日
		短期入所療養介護	73,456 日	77,270 日	80,162 日
		福祉用具貸与	377,064 人	399,348 人	417,504 人
		特定福祉用具販売	5,484 人	5,724 人	5,868 人
		住宅改修	4,068 人	4,200 人	4,308 人
		居宅介護支援	487,992 人	504,888 人	518,004 人
地域密着型サービス	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11,052 人	11,532 人	12,084 人
		夜間対応型訪問介護	14,256 人	14,352 人	14,664 人
		認知症対応型通所介護	68,821 回	71,574 回	73,825 回
		小規模多機能型居宅介護	20,448 人	21,588 人	22,452 人
		看護小規模多機能型居宅介護	2,376 人	2,448 人	2,508 人
		地域密着型通所介護	421,018 回	432,305 回	432,892 回
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	79 回	86 回	86 回
		介護予防訪問看護	85,291 回	89,802 回	92,957 回
		介護予防訪問リハビリテーション	33,743 回	34,537 回	34,766 回
		介護予防居宅療養管理指導	7,404 人	7,812 人	8,148 人
		介護予防通所リハビリテーション	14,700 人	15,072 人	15,372 人
		介護予防短期入所生活介護	4,075 日	4,478 日	4,612 日
		介護予防短期入所療養介護	518 日	551 日	551 日
		介護予防福祉用具貸与	96,996 人	102,876 人	108,288 人
		特定介護予防福祉用具販売	1,980 人	2,028 人	2,088 人
		介護予防住宅改修	2,772 人	2,856 人	2,928 人
		介護予防支援	116,436 人	123,744 人	130,296 人
地域密着型介護予防サービス	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	58 回	61 回	61 回
		介護予防小規模多機能型居宅介護	708 人	744 人	756 人

※1 1年間の利用量

※2 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、平成29年度に予防給付から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行した。

5 地域支援事業の事業量の見込み等

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業量の見込み

各年度における総合事業の種類ごとの事業量について、第7期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえ、以下のとおり見込みました。

① 介護予防・生活支援サービス事業

第7期中の実績や第8期プラン中に新設する予定のサービス※の今後の利用予測を踏まえ、以下のとおり見込みました。

(人)

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	介護型ヘルプサービス	3,179	3,121	3,006
	生活支援型ヘルプサービス	2,312	2,254	2,196
	支え合い型ヘルプサービス	289	405	578
	介護予防活動の場への外出支援サービス※	－	10	20
通所型サービス	介護予防型デイサービス	6,902	7,355	7,660
	短時間型デイサービス	531	654	792
	短期集中運動型デイサービス	152	245	352
介護予防ケアマネジメント		7,531	7,768	8,012

② 一般介護予防事業

全高齢者を対象に、介護予防の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防の取組への支援を行うとともに、以下のとおり身近な「通いの場（健康長寿サロン等）」の充実を図ります。

(箇所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「通いの場」の箇所数(累計)	980	1,010	1,040

(2) 包括的支援事業及び任意事業における事業量の見込み

被保険者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等に要する費用の適正化等に向け、主に以下の事業を実施します。事業量については、第7期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、以下のとおり見込みました。

① 地域包括支援センターの運営

高齢サポート（地域包括支援センター・市内61箇所に設置）は、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療の面から総合的に支援するための身近な相談先であり、京都市版地域包括ケアシステムにおける中核機関として、地域における様々な関係機関との連携のもと、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援します。

	令和元年度	令和5年度
個別ケースの地域ケア会議の開催回数	255回	366回
高齢サポートを認知している人の割合	55.0%	上昇

② 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携支援センター（市内 8 箇所に設置）の活動等を通じて多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組みます。

	令和元年度	令和 5 年度
在宅医療・介護連携支援センターの相談受付件数	1,057 件	1,300 件

③ 生活支援体制整備事業

「地域支え合い活動創出コーディネーター」（各区・支所単位に配置、計 13 名）の活動や「地域支え合い活動調整会議」での協議等を通じ、他分野の関係機関や企業等を含めた地域の多様な主体との連携・協働による、地域の特性に応じた生活支援サービスの創出を推進します。

	令和元年度	令和 5 年度
地域支え合い活動入門講座終了者数(累計)	1,534 人	2,100 人
地域支え合い活動調整会議を通じて支援した取組等の数(累計)	58	180

④ 認知症総合支援事業

認知症が疑われる人やその家族に早期にかかわり、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」（市内 8 箇所に設置）の活動を促進します。

また、認知症の方が行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期に発見できる仕組みの円滑な運用により、認知症高齢者の行方不明対応の更なる強化に取り組みます。

	令和元年度	令和 5 年度
京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」における事前登録者数	1,351 人	2,500 人
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合	90.5%	同水準を維持

⑤ 介護給付等費用適正化事業

国が示す給付適正化の主要 5 事業である認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・給付実績との縦覧点検及び介護保険給付費明細通知の送付を引き続き実施します。事業量については、過去の実績や点検対象の居宅介護支援事業所、高齢サポートの介護支援専門員等の人数を踏まえて、以下のとおり見込みました。

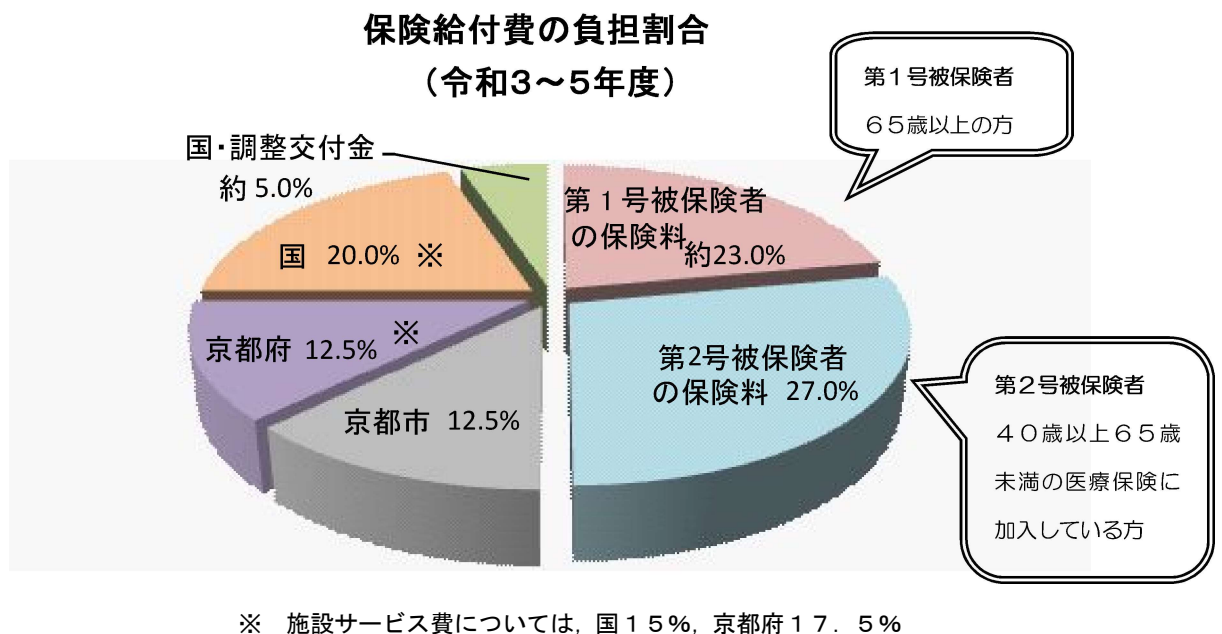
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認定調査員現任研修受講者数	680 人	680 人	680 人
委託先が実施する認定調査への同行回数	100 回	100 回	100 回
点検を行ったケアプラン数	430 件	430 件	430 件
医療情報の突合件数	19,000 件	19,000 件	19,000 件
給付実績の縦覧点検件数	26,000 件	26,000 件	26,000 件

《参考1》 第1号被保険者の介護保険料

1 第1号被保険者の介護保険料の負担の仕組み

介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の市民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、第8期プラン期間（令和3～5年度）は、第7期と同様に、保険給付費のうち第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合が約23%，第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）の負担割合が27%となる予定です。

第1号被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）は、市民に提供される総サービス量に基づき算定しているため、介護サービスが充実し、サービス利用が多い市町村ほど保険料が高く設定されることになります。



2 本市における保険給付費の状況及び第8期プランでの見込み

保険料算定の基礎となる第8期プラン計画期間中の保険給付費・地域支援事業費（第6章で見込んだ各サービスを利用していただくために必要な費用）については、現時点では未確定な要素（コロナの影響、介護報酬改定等）が多く、正確な額をお示しできませんが、4,641億円程度となる見込みです。

	第8期計画（見込み）	第7期計画
保 険 給 付 費	4,422 億円程度	3,987 億円
地 域 支 援 事 業 費	219 億円程度	219 億円
合 計	4,641 億円程度 （第7期比 10%程度上昇）	4,206 億円

3 第1号被保険者の保険料

第8期の保険料基準額（月額）は、次の方法により算定します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 23\% \text{ ※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 23\% \\ + \text{財政安定化基金拠出金} \text{ ※3} \\ - \text{介護給付費準備基金（積立金）取崩額} \end{array} \right) \div \text{補正後被保険者数} \div 12 \text{月} \text{ ※2}$$

※1 第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では23%となります。

※2 事業運営期間における各所得段階ごとの第1号被保険者数の見込数に、各段階の基準額に対する割合を乗じて得た人数を合計した数

※3 第8期における京都府介護保険財政安定化基金拠出金は0円

第8期保険料については、今後国で予定されている介護報酬改定等の影響により、変動が見込まれるため、現時点で具体的な算定を行うことはできません。

本市の第7期保険料は次のとおり設定しましたが、今後の国の動向に留意しつつ、これらの影響を踏まえ、第8期保険料の設定を行っていく必要があります。

【参考】第7期の第1号被保険者の保険料

所得段階区分				保険料率	保険料年額(月額)
第1段階	●本人が生活保護を受給している場合 ●本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合			基準額×0.3	23,760円（1,980円）
第2段階	●本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合（本人が単身の場合を含む。）	本人の前年中の課税年金収入額と前年の（※）合計所得金額から課税年金収入に係る所得を控除した額の合計額	80万円以下	基準額×0.43	34,056円（2,838円）
第3段階			80万円超 120万円以下		
第4段階			120万円超	基準額×0.7	55,440円（4,620円）
第5段階	●本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合		80万円以下	基準額×0.9	71,280円（5,940円）
第6段階			80万円超	基準額	79,200円（6,600円）
第7段階	●本人が市民税（減免前）課税の場合	本人の前年の（※）合計所得金額	125万円以下	基準額×1.1	87,120円（7,260円）
第8段階			125万円超 190万円未満	基準額×1.35	106,920円（8,910円）
第9段階			190万円以上 400万円未満	基準額×1.6	126,720円（10,560円）
第10段階			400万円以上 700万円未満	基準額×1.85	146,520円（12,210円）
第11段階			700万円以上 1,000万円未満	基準額×2.1	166,320円（13,860円）
			1,000万円以上	基準額×2.35	186,120円（15,510円）

※ 合計所得金額は、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額

市民の皆様の御意見・御提言を大募集！

本市では「第8期京都市民長寿すこやかプラン（案）（京都市高齢者保健福祉計画／京都市介護保険事業計画）中間報告」について、市民の皆様からの御意見・御提言を募集しています。

【募集期間】

令和3年1月4日（月）～2月5日（金）必着

【応募方法】

郵送，持参，FAX，電子メールまたはホームページの御意見募集フォーム

※ 様式は自由ですが，必要に応じて裏面の記入用紙を御利用下さい。

※ 持参の場合は，下記提出先の開庁時間中（平日午前8時45分から午後5時30分）に御提出いただきますようお願いいたします。

【提出先・問合せ先】

京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課（管理担当）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル2階

電話：075-213-5871

FAX：075-213-5801

メール：kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

募集終了後に，お寄せいただいた御意見・御提言を集約し，京都市高齢者施策推進協議会において報告，協議するとともに，御意見・御提言に対する本市の考え方をとりまとめ，ホームページで公表いたします。御意見・御提言に対する個別の回答はいたしませんので，御了承ください。

なお，この意見募集により収集した個人情報につきましては，「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い，他の目的に利用することは一切ありません。

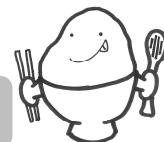
第8期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告への御意見・御提言

記入用紙（このままFAXで送れます）

FAX番号 075-213-5801

京都市保健福祉局介護ケア推進課（管理担当）行

中間報告に対する御意見・御提言など、自由にお書きください。



パブコメくん

【御意見・御提言記入欄】

御意見をまとめる際の参考とさせていただきますので、差し支えなければ下記の該当する項目に「○」を御記入ください。

年齢 ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代
⑦70歳代 ⑧80歳以上

性別 ①男性 ②女性 ③どちらでもない

居住地等 ①京都市在住 ②京都市内に通勤・通学（京都市在住を除く） ③左記①・②以外



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



令和3年1月発行
発行：京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課
京都市印刷物第 号